

令和5年度 高知県スポーツ合宿誘致促進事業 実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、高知県外から高知県内で宿泊を伴うスポーツ合宿(以下、「スポーツ合宿」という。)を取り扱う、旅行業法(昭和27年法律第239号)(以下、「旅行業法」という。)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社(以下、「旅行会社」という。)に対して送客実績に応じて助成することにより、高知県内へのスポーツ合宿の誘致を促進させるものです。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす高知県内で延べ100人泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿に係る旅行(以下、「スポーツ合宿旅行」という。)を取り扱う旅行会社に対し、予算の範囲内で助成します。また、助成対象の旅行会社は、販売窓口を有する本店や支店、営業所等のそれぞれを1事業者(1申請)とします。

(助成要件)

第3条 次の事項のすべての要件を満たし、事前に(公財)高知県観光コンベンション協会(以下、「協会」という。)会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した旅行会社を対象とします。

- (1)旅行会社が取り扱うスポーツ合宿旅行は、別途定める令和5年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金交付要綱(以下、「スポーツ合宿要綱」という。)第5条の申請を行う、スポーツ合宿要綱別表1から別表3に規定する、スポーツ団体(以下、「スポーツ団体」という。)が実施する合宿であること。
- (2)高知県内でスポーツ合宿を実施するスポーツ団体は、過去3年間、高知県スポーツ合宿支援事業助成金及び高知県アマスポーツ合宿支援事業助成金(以下、「スポーツ合宿助成金」という。)の交付を受けていないこと。
- (3)協会又は県が行う他の助成事業との重複がないこと。
- (4)旅行会社からの申請は1事業者1申請とし、複数回の申請を行っていないこと。ただし、複数のスポーツ団体が同時期に実施する、前項(1)のスポーツ合宿旅行を取りまとめる場合は、1申請とします。

(助成金額)

第4条 助成金額は、承認した申請に対する送客実績に応じて、以下のとおりとします。ただし、複数のスポーツ団体が同時期に実施する、前条(4)のただし書きの申請の場合は、複数団体の送客実績を合算した延べ人泊数に応じた助成金とします。

延べ人泊数 (送客実績)	助成金額
100人泊以上 200人泊未満	50,000円
200人泊以上	100,000円

※延べ人泊数は、高知県内での宿泊日毎の合宿参加者を集計します。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」といいます。)は、スポーツ合宿を実施する前(およそ2週間前)までに下記の書類を会長あてに持参又は郵送により提出してください。申請書は協会が受領した日を基準としますので、必ずスポーツ合宿が実施される前までに提出してください。なお、スポーツ合宿の実施までに提出がない場合は、当該の助成金の申請を受理しないことがあります。

提出書類※所定欄に捺印がないものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- 助成金交付申請書(別記第1号様式)
- スポーツ団体に提出した、旅行行程表、見積明細書(写)、宿泊施設や受入施設などの予約請書(写)又は予約確認書(写)など、高知県内でのスポーツ合宿の実施が確認できるもの
- スポーツ団体の概要がわかるもの及びスポーツ合宿要綱第5条に規定する申請書(様式第1号)の写し

(助成の決定)

第 6 条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、「助成金交付決定通知書」にて、申請者に対し通知するものとします。

(事業の変更・廃止)

第 7 条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、又は事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(別記第3号様式)を提出し、会長の承認を受けてください。

(実績報告)

第 8 条 申請者は、スポーツ合宿の終了日から起算して 30 日以内又は令和6年 3 月 25 日のいずれか早い日までに下記の書類を持参又は郵送により提出してください。なお、期限までに下記の書類の提出がない場合は、助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

提出書類 ※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- 実績報告書(別記第5号様式)
- 請求書(別記第6号様式)
- 宿泊領収書(写)、宿泊証明書(原本又は写)等、会長が必要とするもののうちのいずれか。
※上記いずれも、宿泊人数(宿泊日及び参加人数)がそれぞれ明記されたもの。
- 最終の旅行行程表
- スポーツ団体が提出するスポーツ合宿要綱第8条に規定する実績報告書(様式第5号)の写し

(助成金の交付)

第 9 条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し、助成金を交付します。

(交付の取消)

第 10 条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めることとします。また、当該事実が判明した時点から 2 年間は協会が行う助成事業の申請を受け付けけないものとします。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から 5 年間保管してください。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めるものとします。

附則 この要綱は令和 5年 4月 1日から施行します。

令和 年 月 日

(公財)高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之 様

(申請者)所在地 〒

会社名・部署名

代表者の役職・氏名

印

令和5年度 高知県スポーツ合宿誘致促進事業 助成金交付申請書

高知県スポーツ合宿誘致促進事業助成金として、下記のとおり申請します。

記

1. スポーツ団体名				
2. 実施予定期間	出発日	令和 年 月 日		
	帰着日	令和 年 月 日		
3. 参加予定人員	合計: 名(※運転手や旅行会社添乗員等は除く)			
4. 宿泊 (複数の場合は列挙)	高知県内の宿泊数	延べ 人泊 (※宿泊日数 × 参加人数)		
	宿泊施設名			
5. 過去3年間の合宿先 (都道府県)	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度以前
	_____	_____	_____	(_____年度) _____
6. 旅行会社担当者	氏 名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		E-mail		

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

※複数団体を取りまとめる場合は、第1号様式をコピーして、記以下に団体の内容を記入してください。

※申請書は、最初の合宿を開始する前(およそ2週間前)までの到着に限り受領します。

●下記の書類を添付してください。

①旅行行程表

②宿泊先が確認できるものとして、次の内いずれか1点

(ア)スポーツ団体に提出した各項目記載の見積明細書(写)

(イ)宿泊施設、受入団体等が発行する予約請書または予約確認書(写)

③スポーツ団体の概要がわかるもの及びスポーツ合宿要綱第5条に規定する申請書(様式第1号)(写)

23 高観コン第 号
令和 年 月 日

助成金交付決定通知書

様

(公財) 高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之

令和 年 月 日付けで申請のありました令和5年度 高知県スポーツ合宿誘致促進事業助成金
については、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

1. 助成金交付決定金額 金 _____ 円

- (注1) 交付決定金額はあくまで予定額です。最終的な金額は「高知県スポーツ合宿誘致促進事業実施要綱」(実績報告) 第8条に定める「実績報告書」別記第5号様式に基づき確定します。
- (注2) 当該事業の変更(変更、廃止)が生じた場合は、実施要項(事業の変更・廃止) 第7条に定める「変更・廃止承認申請書」別記第3号様式をすみやかに提出して下さい。
- (注2) 実施期間の終了の日から30日以内又は令和6年3月25日のいずれか早い日までに「実績報告書」別記第5号様式及び「請求書」別記第6号様式を提出してください。
なお、期限までに提出のない場合は、助成金請求の権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

令和 年 月 日

(公財)高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之 様

(申請者)所在地 〒

会社名・部署名

代表者の役職・氏名

⑩

令和5年度 高知県アマススポーツ合宿誘致促進事業 変更・廃止承認申請書

交付決定通知のありましたこの事業について、変更・廃止したいので、下記のとおり計画変更を申請します。

記

1. 交付決定日	令和 年 月 日
2. 交付決定番号	23 高観コン 第 号
3. スポーツ団体名	
4. 変更・廃止の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 (中止)
5. 変更・廃止の理由	
6. 変更内容	

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

●旅行行程を変更する場合は、変更後の行程表を添付してください。

助成金交付変更決定通知書

様

(公財) 高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之

令和 年 月 日付けで変更・廃止承認申請のありました令和5年度 高知県スポーツ合宿誘致促進事業助成金については、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

1. 助成金交付決定金額 金 _____ 円

- (注3) 交付決定金額はあくまで予定額です。最終的な金額は「高知県スポーツ合宿誘致促進事業実施要綱」(実績報告)第8条に定める「実績報告書」別記第5号様式に基づき確定します。
- (注2) 当該変更決定通知後に変更(変更、廃止)が生じた場合は、実施要綱(事業の変更・廃止)第7条に定める「変更・廃止承認申請書」別記第3号様式をすみやかに提出して下さい。
- (注4) 実施期間の終了の日から30日以内又は令和6年3月25日のいずれか早い日までに「実績報告書」別記第5号様式及び「請求書」別記第6号様式を提出してください。
なお、期限までに提出のない場合は、助成金請求の権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

令和 年 月 日

(公財)高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之 様

(申請者)所在地 〒

会社名・部署名

代表者の役職・氏名

印

令和5年度 高知県スポーツ合宿誘致促進事業 実績報告書

交付決定通知のありましたこの事業について、下記のとおり実施しましたので、関係書類を添えて実績の報告をします。

記

1. 交付決定日		令和 年 月 日
2. 交付決定番号	交付決定 通知書参照	23 高観コン 第 号
3. 交付決定助成額		円
4. スポーツ団体名 (複数の場合は列挙記入)		
5. 実施期間	出発日	令和 年 月 日
	帰着日	令和 年 月 日
6. 参加人員	合 計:	名 (※運転手や旅行会社添乗員等は除く)
7. 宿泊 (複数の場合は列挙記入)	人泊 (※宿泊証明書等の合計宿泊人数)	
	宿泊施設名:	

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

※実績報告書は、スポーツ合宿の終了日から起算して30日以内又は令和6年3月25日のいずれか早い日までの到着に限り受領します。

●下記の書類を添付してください。

①延べ宿泊人数が記載された宿泊領収書(写)、宿泊証明書(原本又は写)等、会長が必要とするもの。

②最終の旅行行程表

③スポーツ団体が提出するスポーツ合宿要綱第8条に規定する実績報告書(様式第5号)(写)

令和 年 月 日

(公財)高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之 様

(申請者)所在地 〒

会社名・部署名

代表者の役職・氏名

印

請 求 書

金 円也

ただし、令和5年度 高知県スポーツ合宿誘致促進事業 助成金として、上記金額を請求します。なお、助成金の振込は、下記の口座をお願いします。

記

銀行名 信用金庫名 等名称	
支店・支所名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通貯金 <input type="checkbox"/> 当座貯金
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

●個人名義の口座及び申請者と異なる法人名義への送金はできません。

(参考様式)

宿泊利用証明書

下記のとおり宿泊したことを証明します。

スポーツ団体名				
取扱旅行会社 支店営業所名				
宿泊数(期間) と 宿泊者数	月 日 ~ 月 日 (到着日 ~ 出発日)	宿泊日		参加者
		(1) 泊目	月 日	名
		() 泊目	月 日	名
		() 泊目	月 日	名
		() 泊目	月 日	名
		() 泊目	月 日	名
		() 泊目	月 日	名
		() 泊目	月 日	名
		() 泊目	月 日	名
		() 泊目	月 日	名
		合計	泊(泊×名)	
宿泊費合計額	円 (※ 宿泊費領収額を記入)			

宿泊施設 証明者	証明日	令和 年 月 日
	所在地	
	会社名 (施設名)	
	記載者名	

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- 提出いただく宿泊証明書は、本様式の宿泊施設の押印のある原本または、スポーツ団体が提出するスポーツ合宿要綱第8条に規定する宿泊証明書(様式第6号)(写)
- 宿泊施設の専用様式でも可能としますが、上記内容に準じてください。
- 旅行会社の添乗員等は除きます。
- 記載事項が不足する場合は、段数の追加や本紙をコピーするなどしてください。